

4 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

(1) 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。
(3) 相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業等を行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討します。
(6) 意志疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。

事業名	事業内容
(7) 日常生活用具給付等事業	障がい児(者)に対し、日常生活上の便宜を図るため、以下の用具の購入費用の助成を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい児(者)の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい児(者)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい児(者)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者児(者)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい(者)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい児(者)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催します。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(10) 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。
(11) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、要約筆記者を養成します。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	視覚や聴覚に障害のある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行う方を養成します。

事業名	事業内容
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活と社会参加を図ることができるように、広域的な派遣などの対応が必要となる場合に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚や聴覚に障害のある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行います。
(14) 任意事業	
【日常生活支援】 福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供します。
【日常生活支援】 日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。
【社会参加支援】	
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	障がい者スポーツの普及を図るための講習会を開催します。また、障がい者のスポーツ大会を開催します。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の文化芸術活動を振興するため、制作した芸術作品をより多くの方の目に触れるような機会を設けます。
ウ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版、音声版を発行します。
エ 自動車運転免許取得事業	障がい者が運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
オ 自動車改造助成事業	障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業名	事業内容
【権利擁護支援】	
ア 成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行います。
イ 障がい者虐待防止対策支援	障がい者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方の保護等を迅速に行うため、障害者虐待防止法に基づき設置した障がい者虐待防止センターの運営等を行います。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み（活動指標）

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある方のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近な場所できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、事業量については、第3期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて、今後の利用者数の伸び等を勘案して以下のように見込んでいます。

事業名		第3期計画期間の実績			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2人	2人	4人	5人	6人	7人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	有
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	247件	358件	315件	277件	277件	277件
手話通訳者設置事業	実設置者数	3人	3人	3人	4人	4人	4人
	実利用件数	1,933件	1,952件	2,056件	2,165件	2,165件	2,165件

事業名	第3期計画期間の実績			第4期計画期間の見込み			
	24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	
(7) 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	給付件数	21件	26件	23件	24件	25件	26件
自立生活支援用具	給付件数	42件	50件	37件	37件	38件	39件
在宅療養等支援用具	給付件数	30件	37件	51件	51件	52件	53件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	62件	62件	60件	60件	62件	64件
排泄管理支援用具	給付件数	6,495件	6,631件	6,911件	7,024件	7,136件	7,250件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	6件	11件	10件	10件	10件	10件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実修了者数	31人	23人	25人	30人	30人	30人
(9) 移動支援事業	実利用者数	15人	19人	33人	47人	52人	57人
	延べ利用 時間数	545.5時間	633.5時間	997時間	1,235時間	1,320時間	1,405時間
(10) 地域活動支援センター 下段の数値は他市町村に所在する 地域活動支援センターの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	168人	166人	169人	170人	170人	170人
		2人	2人	3人	3人	3人	3人
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業	実修了者数	-	-	-	-	5人	8人
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	実修了者数	-	-	-	-	-	2人
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業	実利用件数	-	-	3人	5人	5人	5人
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	実利用件数	-	-	-	-	-	-

事業名		第3期計画期間の実績			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
(14) 任意事業							
【日常生活支援】 福祉ホーム事業	実施箇所数	-	-	-	-	-	-
	実利用者数	-	-	-	0人	0人	0人
【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	実利用者数	5人	5人	5人	5人	5人	5人
【日常生活支援】 日中一時支援事業							
ア 放課後支援型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	38人	35人	35人	35人	35人	35人
イ 短期入所型	実施箇所数	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	実利用者数	101人	129人	132人	137人	142人	147人
【社会参加支援】							
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 上段：スポーツ教室 下段：スポーツ大会	開催数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		1大会	1大会	1大会	1大会	1大会	1大会
	実参加者数	18人	20人	20人	20人	20人	20人
		45人	48人	39人	40人	40人	40人
イ 文化芸術活動支援事業	実施の有無	-	-	-	有	有	有
ウ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報	対象者数	46人	46人	44人	45人	45人	45人
		65人	62人	59人	59人	59人	59人
エ 自動車運転免許取得事業	助成件数	3件	6件	4件	4件	4件	4件
オ 自動車改造助成事業	助成件数	8件	8件	9件	9件	9件	9件
【権利擁護支援】							
ア 成年後見制度普及啓発	実施の有無	有	有	有	有	有	有
イ 障がい者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者週間などの機会や公共媒体を活用し、理解促進・啓発に努めます。
(2) 自発的活動支援事業	事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。
(3) 相談支援事業	
障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。
市町村相談支援機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(4) 成年後見制度利用支援事業	制度の周知に引き続き努めるとともに、制度利用が必要なケースには、速やかに対応します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	高齢者福祉部門と連携を図り、事業の在り方について検討を進めていきます。
(6) 意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録の手話通訳者・要約筆記者の増員に努め、利用者のニーズに対応できるようにします。
手話通訳者設置事業	関係機関との連携を図り、継続した手話通訳者の確保に努めます。
(7) 日常生活用具給付等事業	現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	研修指導員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。
(9) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(10) 地域活動支援センター	現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する秋田市出身の障がい者がいる場合、支援をしていきます。 本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
(11) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。

事業名	見込量確保のための方策
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	研修開催の周知を図るとともに、実効性のある知識・能力を習得するために、研修内容の充実に努めます。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修の在り方について、今後、県も交えて検討していきます。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	養成研修を実施し、通訳者等の派遣体制の確保に努めます。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修の在り方について、今後、県も交えて検討していきます。
(14) 任意事業	
【日常生活支援】 福祉ホーム事業	現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者がいる他市の福祉ホームに対して、運営費補助を継続していきます。 本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
【日常生活支援】 日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	年々利用者が増加していることを踏まえ、利用希望者が全員利用することができるよう事業所および実施場所の確保に努めます。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。
【社会参加支援】	
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	幅広い世代の参加者増加のために、開催内容を検討するとともに、周知に努めます。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある方が制作した作品の展覧会の開催など、より多くの方の目に触れる機会を確保し、障がい者の社会参加の機運を高めるなどの必要な支援を行います。
ウ 点字・声の広報等発行事業	対象者の固定化が見られるため、適切な情報提供の方法を検討します。
エ 自動車運転免許取得事業	現在の実施体制を継続していきます。
オ 自動車改造助成事業	現在の実施体制を継続していきます。

事業名	見込量確保のための方策
【権利擁護支援】	
ア 成年後見制度普及啓発	公共媒体等を通じて、事業の普及啓発に努めます。
イ 障がい者虐待防止対策支援	障がい者虐待の相談窓口となる秋田市虐待防止センターの運営を継続して行い、事案発生時には関係機関と連携を図り、迅速な対応を行います。